

議案第 49 号

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「三雲第 1 負担区においては、別表第 2 のとおりとする」を「三雲第 1 負担区において平成 28 年度以前の賦課年度に係るものについては、別表第 2 に定めるとおりとする」に改め、同条第 2 項中「三雲第 1 負担区において建築物がないため前項に基づく」を「前項ただし書の場合において、建築物がなく」に改める。

別表第 1 中

「

松阪第 4 負担区	530 円
-----------	-------

」を

「

松阪第 4 負担区	530 円
松阪第 5 負担区	530 円

」に、

「

嬉野第 2 負担区	568 円
-----------	-------

」を

「

嬉野第 2 負担区	568 円
三雲第 1 負担区	469 円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。